

令和4年3月25日

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく

医療法人米津会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、ワークライフ・バランスを保ちながらその能力を充分発揮できるよう、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2 計画内容

(女性活躍推進法に基づく目標)

目標：1 定時退社の促しと所定外労働時間を月平均20%~25%削減を実施する。

<取組内容>

- 令和4年4月～ 部署ごとに定期的に衛生委員会にて、所定外労働時間数の報告を行い、各部署に対し所定外労働の削減を促す。
- 令和5年4月～ 毎月、0のつく日をノー残業デーとし、定時退社を促す。
- 令和7年4月～ 部署ごとの所定外労働時間削減実績と好事例を共有する。

(次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

目標：2 連続長期休暇の取得促進のための措置。

<取組内容>

- 令和4年4月～ 連続長期休暇を取得しやすくするため、計画付与の促進に向けた啓発活動を行う。

(次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

目標：3 子の看護休暇制度の取得促進を図る。

<取組内容>

- 令和4年4月～ 子の看護休暇対象者の把握、職員へ看護休暇制度の周知。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・ 100%